

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道告示第434号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年7月26日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
朝里川温泉1丁目（〈3〉-1-203-203-0004）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
朝里川温泉（1-1-66）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
矢別川（I-11-0190）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目、新光町、新光5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
シカノ沢川（I-11-0210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ワラビタイ川（I-11-0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

目 次 ページ

告 示

○土地改良事業計画の変更の認可……………（農業施設管理課）	52
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課）	52
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	52
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	53
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	56

告 示

北海道告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、令和4年7月14日、芦別市土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年7月26日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、神竜土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和4年7月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和4年7月26日

小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
トヨクラ川（Ⅱ－11－0200）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉 2 丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年7月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽新光2（Ⅰ－1－233－770）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市新光町、新光5丁目、朝里川温泉1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉1丁目1（Ⅰ－1－234－771）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 小樽朝里川温泉1丁目2（Ⅰ－1－235－772）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉2丁目1（Ⅰ－1－238－775）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉2丁目2（Ⅰ－1－239－776）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉2丁目5（Ⅰ－1－242－779）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
朝里豊倉浄水場沢川（Ⅰ－11－0220）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光5丁目5（Ⅱ－1－54－607） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光5丁目、新光町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉1丁目6（Ⅱ－1－55－608） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉1丁目7（Ⅱ－1－56－609） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉1丁目8（Ⅱ－1－57－610） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉1丁目9（Ⅱ－1－58－611） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉2丁目6（Ⅱ－1－59－612） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉2丁目7（Ⅱ－1－60－613） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉1丁目10（Ⅱ－1－61－614） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉1丁目11（Ⅱ－1－62－615）
---	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉 2 丁目 8（Ⅱ－1－63－616） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉 1 丁目12（Ⅱ－1－64－617） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉 1 丁目13（Ⅱ－1－65－618） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光 3（Ⅲ－1－11－333） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光 5 丁目、新光町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光 4（Ⅲ－1－12－334） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光 5 丁目、新光町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉 2 丁目 9（Ⅲ－1－13－335） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉（Ⅲ－1－14－336） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽朝里川温泉 2 丁目10（Ⅲ－1－15－337） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市朝里川温泉 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	(1) 氏 名 函館日産自動車株式会社 (2) 住 所 函館市石川町60番地
総合振興局告示及び振興局告示	4 落札金額 1,529,283円
北海道空知総合振興局告示第15号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年7月26日 北海道空知総合振興局長 白石 俊 哉 1 落札に係る物品等の名称及び数量 路面清掃車（ブラシ式） 1台（路面清掃車（7 t 両真）1台と交換） 2 落札を決定した日 令和4年7月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 英和株式会社 (2) 住 所 大阪府大阪市西区北堀江4丁目1番7号 4 落札金額 37,290,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年5月27日付け北海道空知総合振興局告示第9号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年6月3日付け北海道渡島総合振興局告示第77号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道十勝総合振興局告示第1010号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年7月26日 北海道十勝総合振興局長 芳 賀 是 則 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか9品目 全672点 2 落札を決定した日 令和4年6月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 緑産株式会社 (2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の5 4 落札金額 178,200,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年5月20日付け北海道十勝総合振興局告示第1007号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道渡島総合振興局告示第101号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年7月26日 北海道渡島総合振興局長 田 中 仁 1 落札に係る物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 令和4年6月30日 3 落札者の氏名及び住所	